

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年5月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200233 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2300008 号

第1 結論

請求期間①及び④について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社（現在は、D社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社（現在は、D社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のF社（昭和 63 年 10 月 18 日にB社に名称変更）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のG社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 26 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から昭和 59 年 6 月 1 日まで
② 昭和 59 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 60 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 60 年 12 月 1 日から昭和 62 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 62 年 5 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで
⑥ 平成 8 年 10 月 1 日から平成 9 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私の標準報酬月額は、請求期間①及び④についてはA社、請求期間②についてはC社、請求期間③についてはE社、請求期間⑤についてはF社、請求期間⑥についてはG社から、それぞれ支払を受けた給与額に基づく標準報酬月額より低額で記録されている。

調査の上、請求期間①から⑥までに係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、④及び⑤について、B社の事業主は、請求者の賃金台帳は保存期間が経過した

ため保管しておらず、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社及びF社が加入しているH企業年金基金から提出された加入員情報によると、請求者の請求期間①、④及び⑤に係る標準報酬は、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における請求者の当該期間に係る標準報酬月額と一致していることが確認できるところ、B社の事業主は、請求者に係る加入員情報で確認できる標準報酬どおりに厚生年金保険料についても請求者の給与から控除したと思われることから、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を請求者に支払った給与から控除していない旨回答している。

さらに、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の請求期間①、④及び⑤における標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

2 請求期間②及び③について、D社の事業主は、請求者の賃金台帳は保存期間が経過したため保管しておらず、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、C社及びE社が加入しているH企業年金基金から提出された加入員情報によると、請求者の請求期間②及び③に係る標準報酬は、事業所別被保険者名簿における請求者の当該期間に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、事業所別被保険者名簿によると、請求者の請求期間②及び③における標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

3 請求期間⑥について、G社の事業主は、請求者の賃金台帳は保存期間が経過したため保管しておらず、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、G社が加入しているH企業年金基金から提出された加入員情報によると、請求者の請求期間⑥に係る標準報酬は、オンライン記録における請求者の当該期間に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる上、加入員情報において、平成8年10月1日の標準報酬（56万円）の基になった給与として「552,101円」と記載されており、当該標準報酬に相当する報酬月額であることが確認できる。

さらに、G社の事業主は、請求者に係る加入員情報で確認できる標準報酬どおりに厚生年金保険料についても請求者の給与から控除したと思われることから、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を請求者に支払った給与から控除していない旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求者の請求期間⑥における標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

- 4 請求者から提出された昭和 55 年分から昭和 58 年分までの給与所得の源泉徴収票、昭和 55 年度から昭和 57 年度までの住民税特別徴収税額の納税者への通知書及び昭和 59 年度年末調整個人票（個人渡用）について検証を行ったところ、当該資料からは各年の社会保険料等の金額は確認できるものの、各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。
- 5 このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。